

大阪府は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定により、以下の指定障害児通所支援事業者に対する処分を行いましたので、お知らせします。

1 対象事業者

- (1) 法人名 株式会社Rケアサービス
- (2) 代表者 代表取締役 吉田 一成
- (3) 所在地 大阪狭山市西山台二丁目 13 番 10 号

2 対象事業所名及び所在地

- (1) 事業所名 ウキウキあ〜る
- (2) 所在地 大阪狭山市西山台二丁目 13 番 10 号西側 1 階
- (3) サービス種別 児童発達支援・放課後等デイサービス

3 処分日年月日

令和 3 年 8 月 3 1 日（火曜日）

4 処分の内容

指定の全部効力の停止

令和 3 年 9 月 2 8 日から 3 か月間

5 処分の理由

不正請求

元管理者は、「児童指導員等加配加算 I」の「理学療法士等」の職員を配置できていないことを知りながら、当該加算を不正に請求し、受領していたことは、児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 5 号に該当するため。